開催 日 時 令和3年2月22日(月) 資料送付 開催 場 所 書面による開催 出席者:池谷会長職務代理者(副会長)、清水委員、石井委員、大谷委員、宮下委員、内野委員、石橋委員、清野委員、小池委員、平見委員、常務局 部長、課長、係長、担当 計17名 欠席者:なし 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の策定について 委員から提案された意見をもとに基本方針【令和3年度~令和7年度】の第定について 委員から提案された意見をもとに基本方針(案)の一部を修正し、別添切とおり基本方針を策定する。※書面開催に伴い議案等の説明資料を配布した。 議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の 策定について 【説明資料】 ● 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【中成28年度~平成32年度】の 年度から令和7年度】の 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】 については、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3年度~令和7年度】の 元蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~下成32年度】 については、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3年度~全育成基本方針聚定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。全市の基本分針変定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。 巻の 有7年度 1 を見をまたがも、第1 と表書を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。基本的には現行の基本分針の実施期間を5年間延伸するもので、ほか行で新たに認識されるようになった子どもの貧困、児童虐等の文言を追加していただいた。本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意見をいただき、基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意見をいただき、基本方針(案)の3年4年4月1日から満18歳から成人となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しないも作がって、基本方針(案)の基本目標「4 外象年齢」で定めている「未成年者」は合和4年3月31日までは20歳末満であるが、令和4年4月1日以降は満17歳以下となるととから、「未成年者」に対する注釈をつける必要があると思うが、いかがか。	開催 日 時 令和3年2月22日(月)資料送付 出席 者 及 び	A	
開催場所 歯面による開催 出席者及び名表し、一部を会員、一部を会員、一部を会員、大谷委員、宮下委員、内野委員、石井委員、大谷委員、宮下委員、内野委員、石橋委員、清野委員、小池委員、平見委員、渡藤子郎、	開催場所 出席者及び 大の 第	会 議 名	令和2年度第2回武蔵村山市青少年問題協議会
出席者: 池谷会長職務代理者(副会長)、清水委員、石井委員、大谷委員、宮下委員、内野委員、石橋委員、清野委員、小池委員、平見委員、渡下委員、総署委員、総署委員、和野委員、相野委員、中華、公司、	出席者:池谷会長職務代理者(副会長)、清水委員、石井委員、大谷委員、富下委員、内野委員、石橋委員、清野委員、小池委員、平見委員、変達委員、簡田委員、展記委員、中部委員、平見委員、変達委員、簡田委員、展記委員、福野委員、小池委員、平見委員、変達委員、簡田委員、展記会会員、京の大田を大に開起、保証を対して「議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の実定について「表員から提案された意見をもとに基本方針【令和3年度~令和7年度】のとおり基本方針を策定する。 ※書画開催に伴い議業等の設明資料を配布した。議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】のとおり基本方針を策定する。のとおり基本方針を策定する。のとおり基本方針を策定する。のとおり基本方針を策定する。のとおり基本方針を策定する。のとおり基本方針を策定する。のとおり基本方針を策定をもって実施期間が高了するため、新たに令和3年度から令和7年度を育成基本方針【平成28年度~平成32年度】については、今年度末をもって実施期間とする基本方針を策定は対け山市寺少年門題を議会会設置し、委員を選任していただいた。その後、令和2年12月及び令和3年2月に書画により検討委員会の会議を和2年12月及び令和3年2月に書画により検討委員会の会議を和2年12月及び令和3年2月に書画により検討委員会の会議を和2年12月及び令和3年2月に書画により検討委員会の会議を和2年12月及び令和3年2月に書画により検討委員会の会議を加りまとめていただいた。基本的には現行の基本方針の実施期間を5年間選伸するもので、ほかの1年表し、で、大阪中・安良・大阪・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	開催日時	令和3年2月22日(月)資料送付
田 席 者 及 び 次 席 者	田席 者及び 者	開催場所	書面による開催
議 (後定した方針、残された) 一般 「	議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の 策定について 委員から提案された意見をもとに基本方針(案)の一部を修正し、別添 委員から提案された意見をもとに基本方針(案)の一部を修正し、別添 多とおり基本方針を策定する。 ※書画開催に伴い議案等の説明資料を配布した。 議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の 策定について 【説明資料】 ● 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】の 作といいては、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3年度から令和7年度を実施期間を当る基本方針を策定する必要がある。 そこで、前回の青少年問題協議会の会議においたで、武蔵村山市青少年健 全育成基本方針策定時計委員会を設置し、委員を遷任していただいただいた。 その後、令和2年12月及び令和3年2月に書面により検討委員会の会 後を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。 基本的には現行の基本方針の実施期間を5年間延伸するもので、ほか にこの5年間で新たに認識されるようになった子どもの貧困、児童虐待 等の文言を追加していただいた。 本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意 見をかただき、基本方針を策定したいと思うので、よろしくお願いする。 【主な意見等】 ○ 基本方針(案)の2ページの「3 実施の期間」は、令和3年度から ら成人となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しない ものとなるようである。 したがって、基本方針(案)の基本目標「4 対象年齢」で定めている「未成年者」は令和4年3月31日までは20歳未満であるが、令和 4年4月1日以降は満17歳以下となることから、「未成年者」に対す る注釈をつける必要があると思うが、いかがか。 ● 民法の改正により「実施の期間」中に成年対象年齢が引き下げられる 注釈をつける必要があると思うが、いかがか。 ● 民法の改正により「実施の期間」中に成年対象年齢が引き下げられる こと、また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」において青少年を「18歳未満の者」と定義していることなどを踏まえ、中心に捉える対象について「乳幼児から未成年者まで」を「乳幼児から18歳未満		委員、渡邊委員、鶴田委員、榎戸委員 事務局 部長、課長、係長、担当 計17名
解 (後定した方針、残された 開展点、保留事項等を記載する。) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	(検定した方針、残された問題点、保留単質等を記載する。) 策定について 委員から提案された意見をもとに基本方針(案)の一部を修正し、別添 変とおり基本方針を策定する。 ※書面開催に伴い議案等の説明資料を配布した。 議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】の 策定ついて 【 説明資料 】 ・ 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【 平成28年度~平成32年度 】 については、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3年度から令和7年度 】を設立を制度とする基本方針を策定する必要がある。そこで、前回の青少年問題協議会の会議において、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。その後、令和2年12月及び令和3年2月に書面により検討委員会の会議を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【 令和3年度~ での後、令和2年12月及び令和3年2月に書面により検討委員会の会議を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【 令和3年度~ での後、令和2年12月及び令和3年2月に書面により検討委員会の会議を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【 令和3年度~ 令和7年度】を取りまとめていただいた。本日は12月をからで表述期間を5年間延伸するもので、ほかつとできを追加していただいた。本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意等の文言を追加していただいた。本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意等の文言を追加していただいた。本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意を追加していたださ、基本方針を第定したいと思うので、よろしくお願いする。 【 主な意見等 】	議題	武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の策定について
議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の 策定について 【説明資料】 ● 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】 については、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3 年度から令和7年度を実施期間とする基本方針を策定する必要がある。 そこで、前回の青少年問題協議会の会議において、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。 その後、令和2年12月及び令和3年2月に書面により検討委員会の会議を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。 基本的には現行の基本方針の実施期間を5年間延伸するもので、ほかにこの5年間で新たに認識されるようになった子どもの貧困、児童虐待等の文言を追加していただいた。 本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意見をいただき、基本方針を策定したいと思うので、よろしくお願いする。 【主な意見等】 ●和7年度までの5か年の期間としている。 そこで、今回の民法の改正により、令和4年4月1日から満18歳から成となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しないものとなるようである。 したがって、基本方針(案)の基本目標「4 対象年齢」で定めている「未成年者」は令和4年3月31日までは20歳未満であるが、令和4年4月1日以降は満17歳以下となることから、「未成年者」に対する注釈をつける必要があると思うが、いかがか。	議題:武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】の 策定について 【説明資料】 ■ 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】 については、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3年度から令和7年度を実施期間とする基本方針を策定する必要がある。 そこで、前回の青少年問題協議会の会議において、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。 その後、令和2年度】を取りまとめていただいた。 を制催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。 を制作し、武蔵村山市市少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。 基本的には現行の基本方針の実施期間を5年間延伸するもので、ほかにこの5年間で新たに認識されるようになった子どもの貧困、児童虐待等の文言を追加していただいた。 本日この基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意見をいただき、基本方針を策定したいと思うので、よろしくお願いする。 【主な意見等】 ■ 基本方針(案)の2ページの「3実施の期間」は、令和3年度から令和7年度までの5か年の期間としている。 そこで、今回の民法の改正により、令和4年4月1日から満18歳から成人となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しないる。 そこで、今回の民法の改正により、令和4年4月1日から満18歳から成人となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しないる。「未成年者」は合和4年3月31日までは20歳未満であるが、令和4年4月1日以降は満17歳以下となることから、「未成年者」に対する注釈をつける必要があると思うが、いかがか。 ■ 民法の改正により「実施の期間」中に成年対象年齢が引き下げられること、また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」において青少年を「18歳未満の者」と定義していることなどを踏まえ、中心に捉える対象について「乳効児から未成年者まで」を「乳効児から18歳未満	(決定した方針、残さ れた問題点、保留事項	委員から提案された意見をもとに基本方針(案)の一部を修正し、別添
策定について 【説明資料】 ● 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】については、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3年度から令和7年度を実施期間とする基本方針を策定する必要がある。そこで、前回の青少年問題協議会の会議において、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。その後、令和2年12月及び今和3年2月に書面により検討委員会の会議を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。基本的には現行の基本方針の実施期間を5年間延伸するもので、ほかにこの5年間で新たに認識されるようになった子どもの貧困、児童虐待等の文言を追加していただいた。本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意見をいただき、基本方針を策定したいと思うので、よろしくお願いする。 【主な意見等】 ● 第一事務局 ● 第一事務局 「建立意見等」 「基本方針(案)の2ページの「3 実施の期間」は、令和3年度から令和7年度までの5か年の期間としている。そこで、今回の民法の改正により、令和4年4月1日から満18歳から成人となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しないものとなるようである。したがって、基本方針(案)の基本目標「4 対象年齢」で定めている「未成年者」は令和4年3月31日までは20歳未満であるが、令和4年4月1日以降は満17歳以下となることから、「未成年者」に対する注釈をつける必要があると思うが、いかがか。	策定について 【説明資料】 ● 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】については、今年度末をもって実施期間が満丁するため、新たに合和3年度から令和7年度を実施期間とう基本方針を策定する必要がある。そこで、前回の青少年問題協議会の会議において、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。その後、令和2年12月及び令和3年2月に書面により検討委員会の会議を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。基本的には現行の基本方針の実施期間を5年間延伸するもので、ほかにつの5年間で新たに認識されるようになった子どもの貧困、児童虐待等の文言を追加していただいた。本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意見をいただき、基本方針を策定したいと思うので、よろしくお願いする。 【主な意見等】 ○ 基本方針(案)の2ページの「3実施の期間」は、令和3年度から令和7年度までの5か年の期間としている。そこで、今回の民法の改正により、令和4年4月1日から満18歳から成人となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しないものとなるようである。したがって、基本方針(案)の基本目標「4対象年齢」で定めている「未成年者」は令和4年3月31日までは20歳未満であるが、へかわる注釈をつける必要があると思うが、いかがか。 ● 民法の改正により「実施の期間」中に成年対象年齢が引き下げられること、また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」において青少年を「18歳未満の者」と定義していることなどを踏まえ、中心に捉える対象について「乳幼児から未成年者まで」を「乳幼児から18歳未満		※書面開催に伴い議案等の説明資料を配布した。
	● 民法の改正により「実施の期間」中に成年対象年齢が引き下げられること、また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」において青少年を「18歳未満の者」と定義していることなどを踏まえ、中心に捉える対象について「乳幼児から未成年者まで」を「乳幼児から18歳未満	(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ⑤印=会長 ○印=委員	【説明資料】 ● 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度~平成32年度】については、今年度末をもって実施期間が満了するため、新たに令和3年度から令和7年度を実施期間とする基本方針を策定する必要がある。そこで、前回の青少年問題協議会の会議において、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会を設置し、委員を選任していただいた。その後、令和2年12月及び令和3年2月に書面により検討委員会の会議を開催し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針(案)【令和3年度~令和7年度】を取りまとめていただいた。基本的には現行の基本方針の実施期間を5年間延伸するもので、ほかにこの5年間で新たに認識されるようになった子どもの貧困、児童虐待等の文言を追加していただいた。本日はこの基本方針(案)に対して問題協議会の委員の皆様から御意見をいただき、基本方針を策定したいと思うので、よろしくお願いする。 【主な意見等】 ○ 基本方針(案)の2ページの「3 実施の期間」は、令和3年度から令和7年度までの5か年の期間としている。そこで、今回の民法の改正により、令和4年4月1日から満18歳から成人となることから基本的に民法上の未成年者は満18歳に達しないものとなるようである。したがって、基本方針(案)の基本目標「4 対象年齢」で定めている「未成年者」は令和4年3月31日までは20歳未満であるが、令和4年4月1日以降は満17歳以下となることから、「未成年者」に対す

	の者」に修正することとする。	
	○ 基本方針(案)の6ページの「○ 学校における青少年の健全育成	〕
	の下から6行目に、「○ 地域学習などを通して、武蔵村山のことを	知
	る」と記載があるが、「武蔵村山」を正確に「武蔵村山市」と記載し	
	ほうがよいと思うが、いかがか。	,,,
	■ これまで「行政区域」ではなく周辺を含めた「地域」を知っていた	- <i>†</i> "
	● これよく「行政区域」ではなく同じを占めた「地域」を知っていた。 きたいとの考え方から「武蔵村山」の文言を用いていたが、本基本力	
	は武蔵村山市青少年問題協議会が策定するものであることを鑑み、	此
	蔵村山」を「武蔵村山市」に修正することとする。	
	● 本日、委員の皆様から御指摘いただいた御意見を踏まえ、武蔵村山	
	青少年健全育成基本方針策定検討委員会で取りまとめていただいた基	
	方針 (案) を修正し、青少年問題協議会会長職務代理者の決裁により	
	蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和3年度~令和7年度】を策定	ごす
	ることとする。	
	一以上	<u>-</u>
	☑公 開 傍聴者: 0 人	
	✓公 開 傍聴者: 0 人□一部公開	
会議の公開・	□一部公開	
会議の公開・ 非 公 開 の 別	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	
	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	
非公開の別	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	
非公開の別会議録の開示・	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 (
非公開の別	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 (
非公開の別会議録の開示・	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ②開 示 □一部開示(根拠法令等:	
非公開の別会議録の開示・非開示の別	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ②開 示 □一部開示(根拠法令等:	

(日本産業規格A列4番)